

地域密着型サービス事業者公募要領

特定施設入居者生活介護

平成30年度募集

平成30年8月

米子市

683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

米子市福祉保健部長寿社会課

電話 0859-23-5104

FAX 0859-23-5012

## 1 募集概要

### (1) 趣旨

米子市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域バランスに配慮しながら、よりよいサービス提供ができる事業者を選定するため、指定申請に先立って指定予定事業者の公募を実施します。

### (2) 米子市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における募集事業所の考え方

○この計画において、特定施設入居者生活介護を提供する事業者として既存の「住宅型有料老人ホーム」(サービス付き高齢者向け住宅を含む)からの転換に限る。

○広く公募する必要から1法人1事業所のみ申請することができます。

### (3) サービス種別及び施設種別、整備数及び対象日常生活圏域

| サービス種別及び施設種別                    | 整備数                        | 日常生活圏域 |
|---------------------------------|----------------------------|--------|
| 地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する介護付有料老人ホーム | 2事業所<br>(1事業所の登録定員<br>29人) | ○市内全域  |

※本市では、中学校区を日常生活圏域の単位として設定しています。

※5ページ(3) その他注意事項もご覧ください。

### (3) 開設時期

平成31年4月1日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開設すること。

※4ページ4(4)を参照。

### (4) 提出物

別添様式集の「提出書類一覧表」のとおり、提出期限までに正本1部、副本(コピー可)9部を提出してください。

○各書類は番号順に仕切紙で分けて、A4フラットファイルに綴じること。

(仕切紙には書類番号を明記したインデックス見出しを付けること)

○提出書類は、A4判とする(両面印刷、両面コピーは可)。ただし、設計図等の図面類はA3判をA4折(青焼不可)とする。

○A4判より小さい証明書等はA4判白紙に貼り付けること。

○表紙、背表紙に、事業所名、法人名を記載すること。

○提出書類は、通しのページ番号を付けること。(仕切紙や白紙面等はページ数に含めない)

○様式にある枠については、必要に応じて拡大、縮小は可とする。

### (5) 提出先

米子市福祉保健部長寿社会課介護給付係

(米子市加茂町一丁目1番地 電話(0859)23-5104)

※電話で日時を予約したうえで持参すること(郵送不可)

## (6) 募集受付期間

平成30年9月3日(月)～平成30年10月1日(月)

※土、日を除く。午前9時～午後5時

## 2 応募要件

○書類の提出は、事業を行う法人が行うこと。

○上記を満たしていないと認められる場合及び提出書類に不備・不足があった場合は、審査を行いません。

○また、以下の項目については1項目でも欠けている場合は選定時に失格となりますので、よく確認してください。

|   |  |
|---|--|
| 1 | 応募書類提出時に法人であること。また、介護保険法第78条の2第4項各号(指定地域密着型サービス事業者の指定)及び第115条の12第2項各号(指定地域密着型介護予防サービスの指定)に該当しないこと  |
| 2 | 事業所の設置場所は、米子市が指定した日常生活圏域とすること  |
| 3 | 「米子市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」を遵守すること |
| 4 | 資金計画及び収支計画が適正であり、過去3年間の貸借対照表または、これに準ずる書類において、債務超過になっていないこと、ただし特別な事情がある場合は除く  |
| 5 | 過去の法人監査において重大な指摘を受けていないこと(社会福祉法人に限る)   |
| 6 | 現に介護保険サービス事業を3ヶ年以上運営していること   |
| 7 | 米子市が定めた期間内に事業を開始できること  |
| 8 | 事業者が、市税を滞納していないこと  |
| 9 | 米子市暴力団排除条例(平成23年12月26日条例第21号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、又は第2号に規定する暴力団員に該当しないこと  |

## 3 指定予定事業者の選定について

(1) 選定スケジュール(審査及び選定結果通知の時期については、変動する可能性があります。)

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 平成30年8月17日   | 申込受付開始                  |
| 平成30年10月1日   | 申込受付締切り                 |
| 平成30年10月～11月 | 米子市地域密着型サービス運営委員会において審査 |
| 平成30年11月～12月 | 決定及び選定結果通知              |

(2) 選定基準について

選定における評価は、「米子市地域密着型サービス事業者選定基準」のとおりであり、基準の別紙1「1 必須項目」を必須条件とし、「2 評価項目」について採点します。この選定基準を踏まえ、米子市地域密着型サービス選定委員会において審査します。

評価は、各応募事業者が提出した申請書や図面等をもとに行いますので、分かりやすく正確に申請書等を記載してください。記載されていない事項がある場合は、その事項は評価されない場合がありますので注意してください。

なお、審査等の結果、選定事業者を「無し」、とする場合もあります。

### (3) 選定後の事業所指定について

指定予定事業者として選定された事業者は、速やかに施設の準備（改修等）を進め、人員配置等の準備を完了したうえで、指定申請を行ってください。

また、事業計画に変更が生じる場合は、事前に長寿社会課と協議してください。ただし、選定基準に関わる事項の変更については、原則認められません。

なお、指定申請内容審査の結果、指定基準等を満たしていない場合や、指定申請書の各事項が公募申請書等を下回る場合は、指定しない場合があります。

評価項目及び評価の目安は別紙のとおりです。

## 4 事業所開設に伴う補助金

補助金はありません。

## 5 注意事項等

### (1) 選定の結果

申し込みのあった全ての事業者に審査決定後速やかに選定結果を通知するとともに、米子市ホームページにて公表します。

選定結果は最終的なものを公表します。途中経過は公表しません。

### (2) 選定の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことがあります。

- ①設置予定者が申し込み時に提出した資料等について、その内容に虚偽又は事実と著しい相違があると認められたとき
- ②定員数の変更が生じたとき
- ③米子市が定めた期間内に事業を開始することが正当な理由なく明らかに困難と認められるとき

### (3) その他注意事項

- 申込書類について、受付期間経過後の資料の追加提出、差し替え等はお受けできません。
- 事業者の選定等にあって米子市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。
- 介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、関係機関と十分に協議を行ってください。
- 提出された申込書類は返却しません。（今回の選定以外には使用しません）
- 申込書作成、市場調査等に伴う諸費用は、全額応募事業者負担となります。
- 指定予定事業者として選定された事業者は、指定が確定されたものではありません。基準条例等に該当しない場合は、指定を行いません。
- 選定状況に関して、照会等は一切応じられません。応募事業者やその関係者から照会等があった場合、その態様によっては選定対象から除外することがあります。

#### (4) 問い合わせについて

問い合わせについては、法人の代表者、または計画の内容について熟知している法人内の方が行ってください。

○選定基準、公募全般に係る質問の取り扱いについては、次のとおりとします。

##### ①質問受付期間

平成30年9月3日（月）～平成30年9月17日（月）

（土、日、祝日を除く。午前9時～午後5時）

##### ②受付方法

「公募に関する質問書」に簡潔に記載し、FAX、E-Mail 又は持参で、下記の問い合わせ先まで提出してください。ただし、FAX 又はE-Mail の場合は、必ず着信の確認をしてください。

##### ③回答方法

質問者に FAX 又は E-Mail で回答します。

##### 問い合わせ先

|  |
|--|
| 米子市福祉保健部長寿社会課介護給付係<br>米子市加茂町一丁目1番地<br>電話 (0859) 23-5104<br>FAX (0859) 23-5012<br>E-Mail : <a href="mailto:choju@city.yonago.lg.jp">choju@city.yonago.lg.jp</a> |
|--|

## 関係法令等

事業を計画するにあたっては、関係法令等を必ず入手し、内容を十分確認してください。

- ・介護保険法
- ・介護保険法施行規則
- ・米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ・米子市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第 126 号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生労働省告示第 128 号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成 24 年 3 月 16 日 老高発 0316 第 2 号・老振発 0316 第 2 号・老老発 0316 第 6 号）
- ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 12 年厚生省告示第 22 号）
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 12 年厚生省告示第 23 号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成 12 年厚生省告示第 25 号）
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（平成 12 年厚生省告示第 26 号）
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生省告示第 27 号）
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）